

大阪労働局発表
令和3年2月1日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310(内線2142)

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況 (令和2年10月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけています。

大阪労働局（局長 木暮 康二）では今般、令和2年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、これを公表します。

～外国人労働者雇用事業所、外国人労働者ともに昨年より増加～

【届出状況の概要】

- 外国人労働者数は117,596人で前年同期比11.6%の増加
- 外国人労働者を雇用する事業所数は19,912か所で、前年同期比12.8%の増加
- 国籍別では、ベトナムが最も多く46,802人（外国人労働者全体の39.8%）、次いで中国（香港等を含む）29,553人（同25.1%）、フィリピン7,084人（同6.0%）の順
- 在留資格別では、「資格外活動」が36,589人で外国人労働者全体の31.1%を占め、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が28,768人で全体の24.5%となっている。

≪添付資料≫ 別添1「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況(本文)」
別添2「外国人雇用状況の届出状況表（表1～3、参考1～4）」

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として平成19年に創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今般、令和2年10月末現在の大阪労働局管内の届出状況を集計し、公表するものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和2年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所は19,912か所であり、外国人労働者数は117,596人であった。【表2】

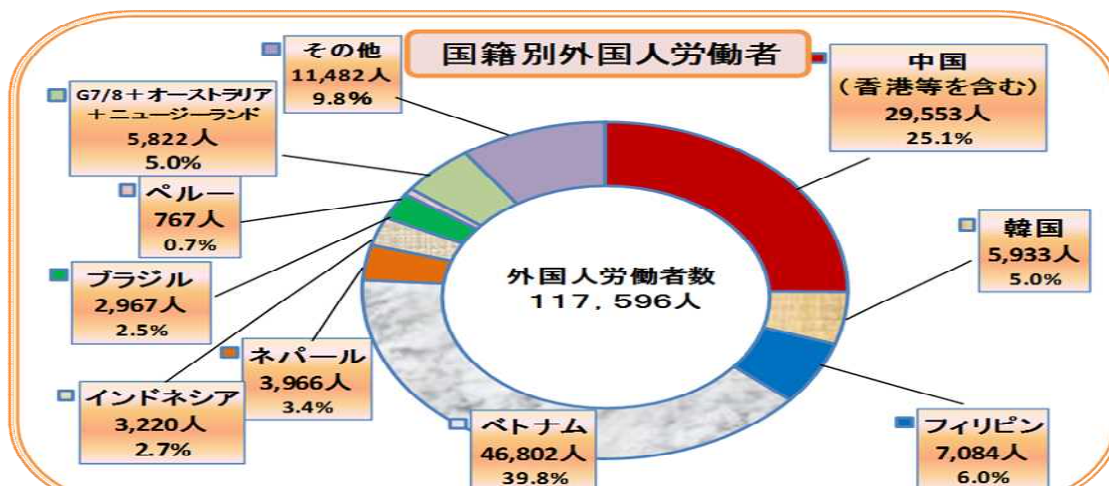
これは、令和元年10月末現在の17,654か所から2,258か所(12.8%)の増加、105,379人から12,217人(11.6%)の増加となった。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は742か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は24,561人であり、それぞれ事業所全体の3.7%、外国人労働者全体の20.9%を占めている。これは、前年同月の707か所から35か所(5.0%)の増加、15,975人から8,586人(53.7%)の増加となっている。

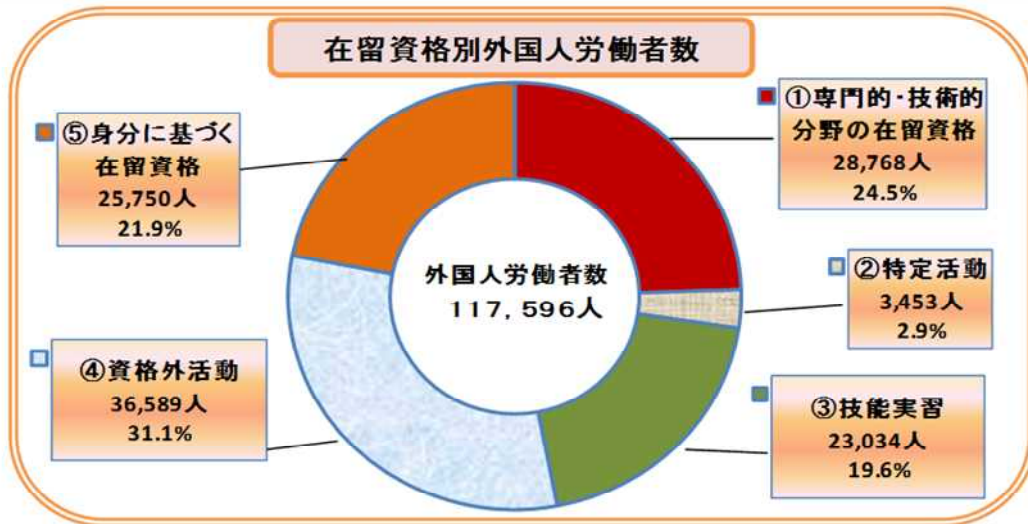
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の39.8%を占め、次いで、中国(香港等を含む)が25.1%、フィリピンが6.0%、韓国が5.0%となっている。

特に、ベトナムは46,802人と前年同期比で9,709人(26.2%)増となり、大幅に増加している。【表1】



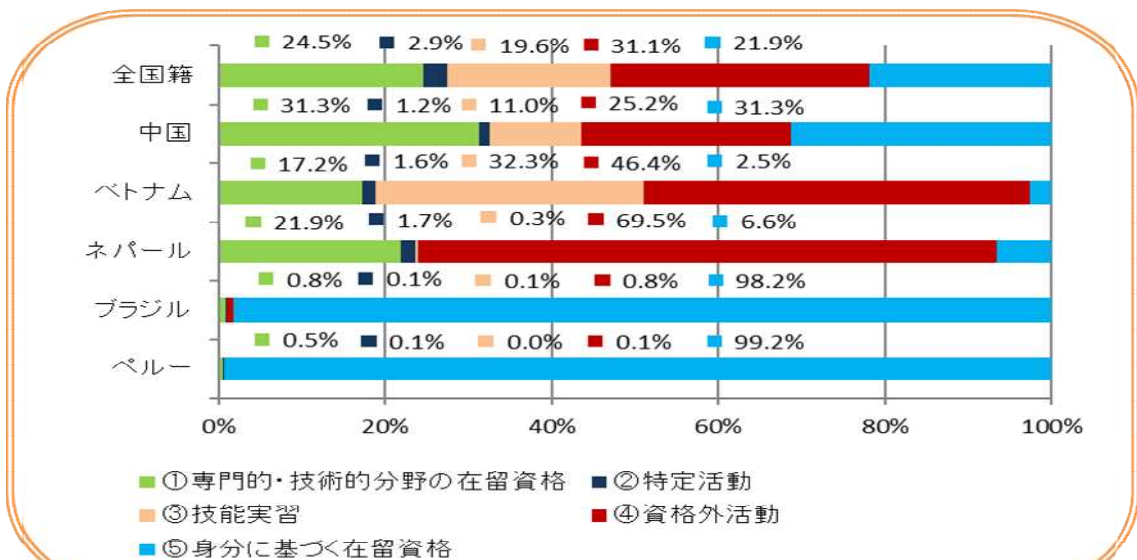
(2) 在留資格別にみると、「資格外活動」が外国人労働者全体の31.1%（うち「留学」は27.7%）を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」（注1）が24.5%、「身分に基づく在留資格」（注2）が21.9%となっている。【表1】



(注1) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「介護」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「特定技能」が該当する。

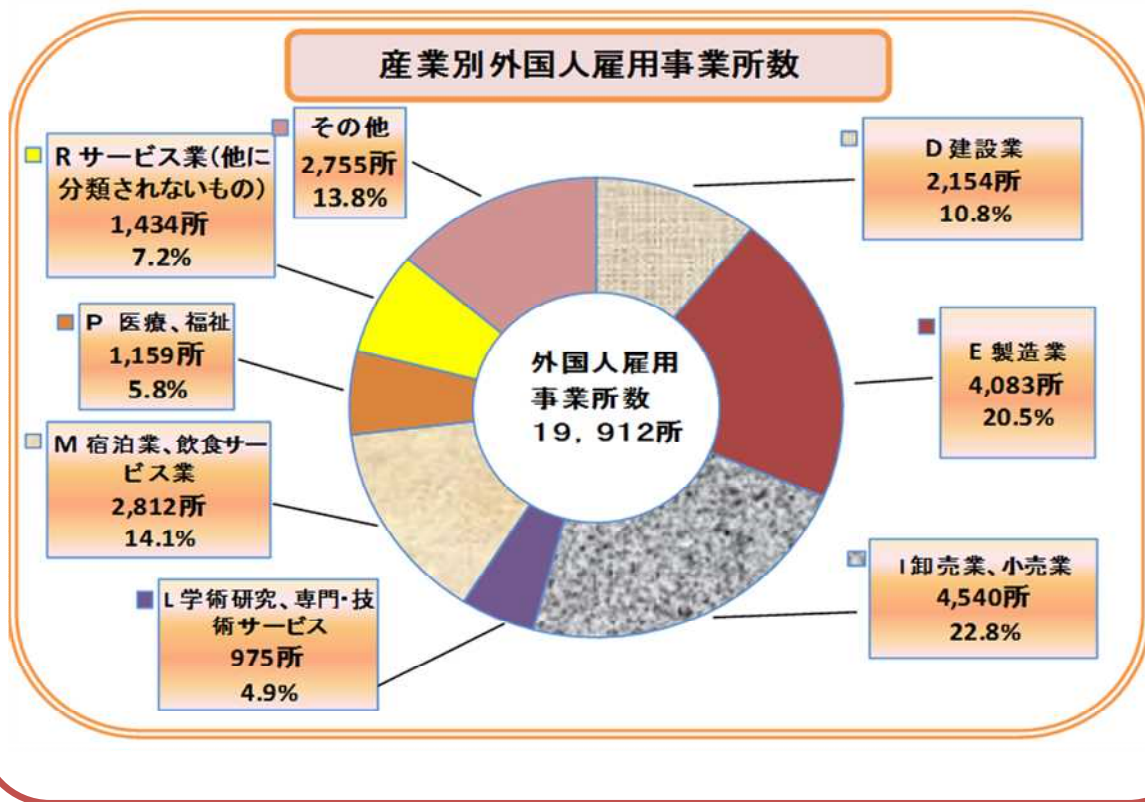
(注2) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムについては、「資格外活動」が46.4%（うち「留学」は43.2%）、「技能実習」が32.3%を占めている。また中国については、「専門的・技術的分野の在留資格」及び「身分に基づく在留資格」がともに31.3%、「資格外活動」が25.2%（うち「留学」は22.2%）を占めており、ブラジルとペルーについては、ともに「身分に基づく在留資格」が98%を超えている。【表1】



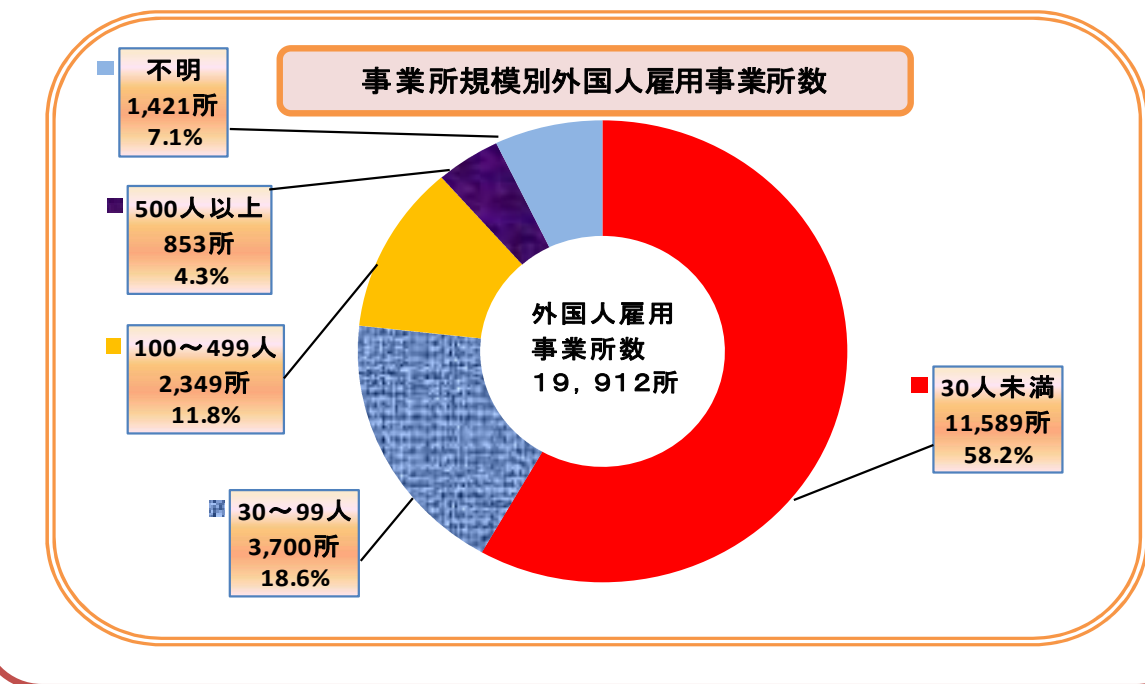
3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が 22.8%を占め、次いで「製造業」が 20.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.1%、「建設業」が 10.8%となっている。【表 2】



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 58.2%を占めており、前年同期比で 16.6%の増加となっている。

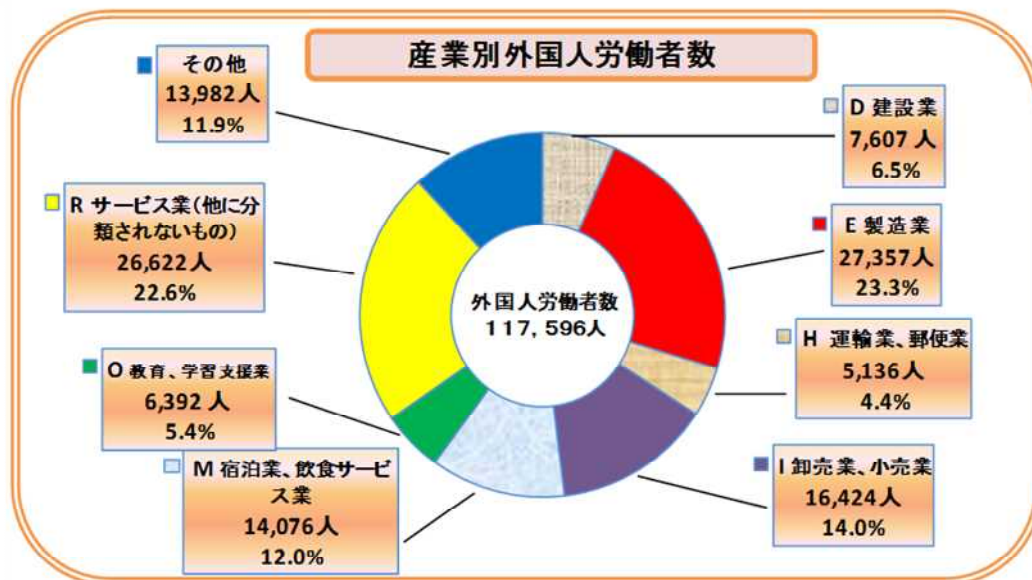
【表 3】



4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

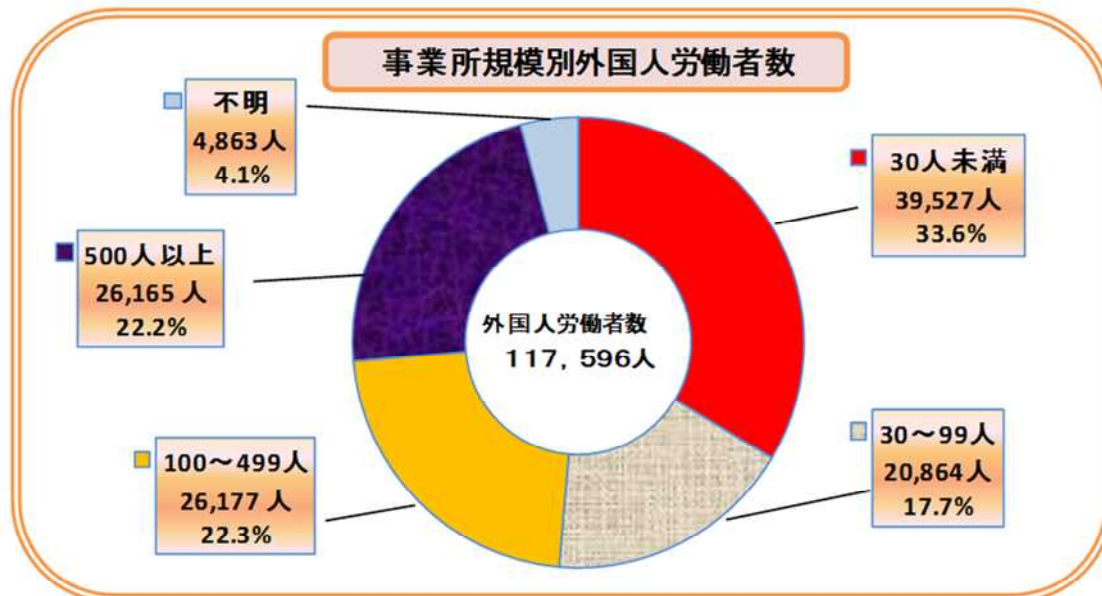
(1) 産業別の外国人労働者数をみると、「製造業」が全体の 23.3%を占め、前年同月より 720 人(2.7%)の増加となっている。

次いで「サービス業(他に分類されないもの)(注3)」が全体の 22.6%、「卸売業、小売業」が 14.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が 12.0%、「建設業」が 6.5%となっている。【表 2】



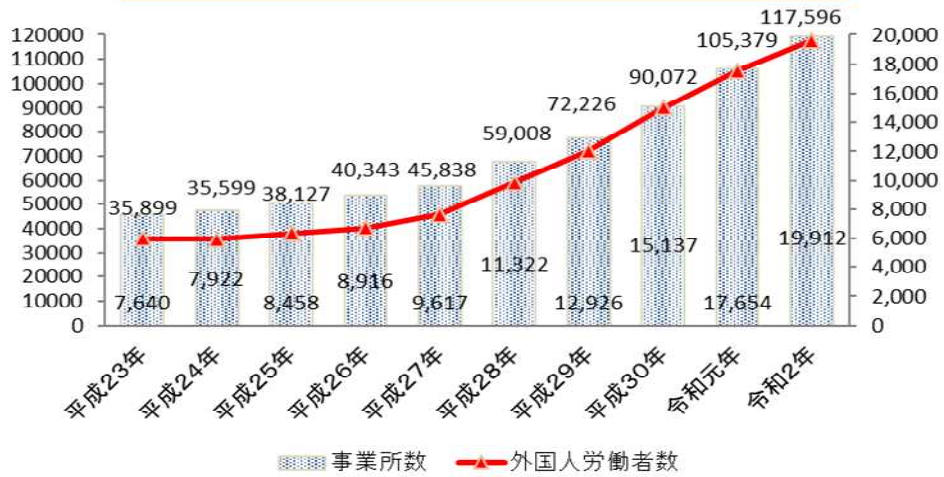
(注3) 「サービス業(他に分類されないもの)」には、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業等が含まれる。

(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所が、外国人労働者全体の 33.6%を占めている。規模「不明」を除く全ての規模において増加しており、特に「500人以上」規模の事業所では前年同期比 23.8%増加している。【表 3】

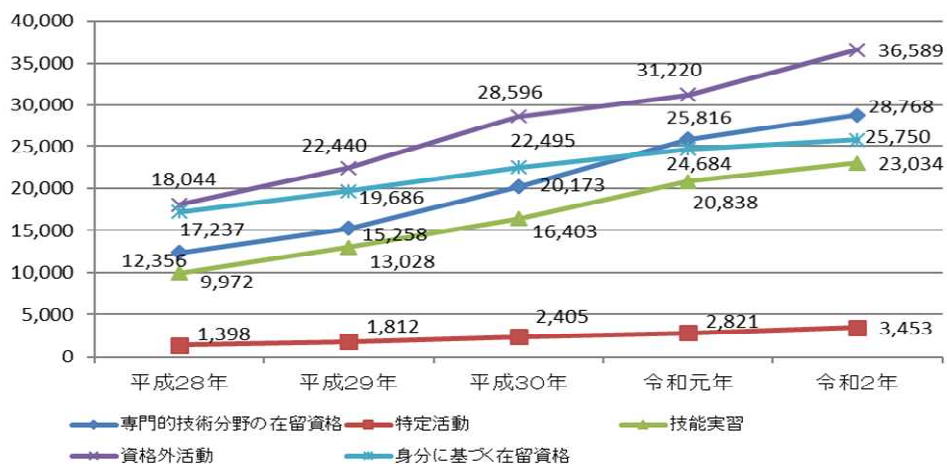


5 推移

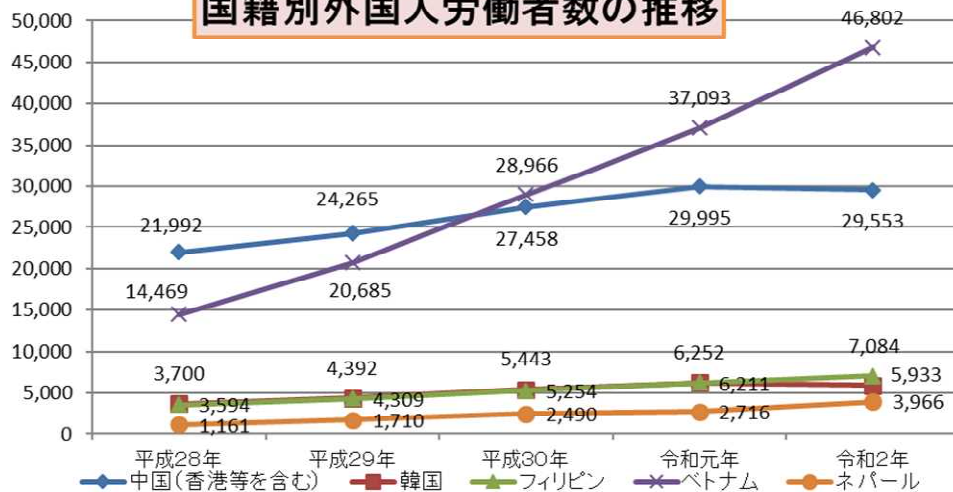
外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



在留資格別外国人労働者数の推移



国籍別外国人労働者数の推移



[表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
総数	117,596	28,768 (24.5%)	23,921 (20.3%)	3,453 (2.9%)	23,034 (19.6%)	36,589 (31.1%)	32,551 (27.7%)	25,750 (21.9%)	14,845 (12.6%)	5,706 (4.9%)	1,029 (0.9%)	4,170 (3.5%)	2 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	29,553 [25.1%]	9,238 (31.3%)	8,015 (27.1%)	368 (1.2%)	3,238 (11.0%)	7,454 (25.2%)	6,570 (22.2%)	9,255 (31.3%)	6,164 (20.9%)	1,336 (4.5%)	588 (2.0%)	1,167 (3.9%)	0 (0.0%)
韓国	5,933 [5.0%]	2,114 (35.6%)	1,865 (31.4%)	533 (9.0%)	0 (0.0%)	841 (14.2%)	766 (12.9%)	2,444 (41.2%)	1,620 (27.3%)	562 (9.5%)	62 (1.0%)	200 (3.4%)	1 (0.0%)
フィリピン	7,084 [6.0%]	769 (10.9%)	497 (7.0%)	410 (5.8%)	1,383 (19.5%)	631 (8.9%)	571 (8.1%)	3,891 (54.9%)	2,192 (30.9%)	734 (10.4%)	86 (1.2%)	879 (12.4%)	0 (0.0%)
ベトナム	46,802 [39.8%]	8,064 (17.2%)	7,518 (16.1%)	742 (1.6%)	15,116 (32.3%)	21,693 (46.4%)	20,222 (43.2%)	1,186 (2.5%)	503 (1.1%)	344 (0.7%)	130 (0.3%)	209 (0.4%)	1 (0.0%)
ネパール	3,966 [3.4%]	870 (21.9%)	513 (12.9%)	67 (1.7%)	11 (0.3%)	2,757 (69.5%)	1,464 (36.9%)	261 (6.6%)	140 (3.5%)	48 (1.2%)	32 (0.8%)	41 (1.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	3,220 [2.7%]	662 (20.6%)	375 (11.6%)	233 (7.2%)	1,294 (40.2%)	683 (21.2%)	664 (20.6%)	348 (10.8%)	173 (5.4%)	152 (4.7%)	3 (0.1%)	20 (0.6%)	0 (0.0%)
ブラジル	2,967 [2.5%]	25 (0.8%)	13 (0.4%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	23 (0.8%)	19 (0.6%)	2,914 (98.2%)	1,199 (40.4%)	561 (18.9%)	29 (1.0%)	1,125 (37.9%)	0 (0.0%)
ペルー	767 [0.7%]	4 (0.5%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	761 (99.2%)	460 (60.0%)	61 (8.0%)	18 (2.3%)	222 (28.9%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	5,822 [5.0%]	3,145 (54.0%)	2,080 (35.7%)	197 (3.4%)	0 (0.0%)	200 (3.4%)	154 (2.6%)	2,280 (39.2%)	1,162 (20.0%)	1,053 (18.1%)	20 (0.3%)	45 (0.8%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	2,372 [2.0%]	1,396 (58.9%)	864 (36.4%)	9 (0.4%)	0 (0.0%)	45 (1.9%)	38 (1.6%)	922 (38.9%)	468 (19.7%)	429 (18.1%)	8 (0.3%)	17 (0.7%)	0 (0.0%)
うちイギリス	908 [0.8%]	518 (57.0%)	359 (39.5%)	36 (4.0%)	0 (0.0%)	18 (2.0%)	14 (1.5%)	336 (37.0%)	177 (19.5%)	149 (16.4%)	5 (0.6%)	5 (0.6%)	0 (0.0%)
その他	11,482 [9.8%]	3,877 (33.8%)	3,044 (26.5%)	899 (7.8%)	1,990 (17.3%)	2,306 (20.1%)	2,120 (18.5%)	2,410 (21.0%)	1,232 (10.7%)	855 (7.4%)	61 (0.5%)	262 (2.3%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4：G7/8は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

注5：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]	
全産業計	19,912	742 [3.7]	100.0	117,596	24,561 [20.9]	100.0
A 農業、林業	17	0 [0.0]	0.1	51	0 [0.0]	0.0
うち 農業	16	0 [0.0]	0.1	50	0 [0.0]	0.0
B 漁業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	0.0	5	0 [0.0]	0.0
D 建設業	2,154	22 [1.0]	10.8	7,607	81 [1.1]	6.5
E 製造業	4,083	61 [1.5]	20.5	27,357	645 [2.4]	23.3
うち 食料品製造業	284	6 [2.1]	1.4	5,391	244 [4.5]	4.6
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	8	0 [0.0]	0.0	15	0 [0.0]	0.0
うち 繊維工業	234	3 [1.3]	1.2	1,114	14 [1.3]	0.9
うち 金属製品製造業	1,047	9 [0.9]	5.3	5,379	45 [0.8]	4.6
うち 生産用機械器具製造業	224	8 [3.6]	1.1	2,098	58 [2.8]	1.8
うち 電気機械器具製造業	250	8 [3.2]	1.3	1,773	55 [3.1]	1.5
うち 輸送用機械器具製造業	163	1 [0.6]	0.8	2,172	4 [0.2]	1.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	0 [0.0]	0.0	24	0 [0.0]	0.0
G 情報通信業	606	33 [5.4]	3.0	2,273	260 [11.4]	1.9
H 運輸業、郵便業	701	33 [4.7]	3.5	5,136	1,077 [21.0]	4.4
I 卸売業、小売業	4,540	51 [1.1]	22.8	16,424	238 [1.4]	14.0
J 金融業、保険業	77	4 [5.2]	0.4	240	15 [6.3]	0.2
K 不動産業、物品賃貸業	384	7 [1.8]	1.9	1,337	51 [3.8]	1.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	975	37 [3.8]	4.9	3,903	428 [11.0]	3.3
M 宿泊業、飲食サービス業	2,812	34 [1.2]	14.1	14,076	141 [1.0]	12.0
うち 宿泊業	310	5 [1.6]	1.6	2,052	39 [1.9]	1.7
うち 飲食店	2,481	28 [1.1]	12.5	11,961	97 [0.8]	10.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	368	8 [2.2]	1.8	1,470	72 [4.9]	1.3
O 教育、学習支援業	416	8 [1.9]	2.1	6,392	400 [6.3]	5.4
P 医療、福祉	1,159	6 [0.5]	5.8	3,970	8 [0.2]	3.4
うち 医療業	316	0 [0.0]	1.6	1,180	0 [0.0]	1.0
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	838	6 [0.7]	4.2	2,773	8 [0.3]	2.4
Q 複合サービス事業	80	2 [2.5]	0.4	190	9 [4.7]	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	1,434	434 [30.3]	7.2	26,622	21,134 [79.4]	22.6
うち 自動車整備業	50	0 [0.0]	0.3	148	0 [0.0]	0.1
うち 職業紹介・労働者派遣業	356	278 [78.1]	1.8	19,310	18,712 [96.9]	16.4
うち その他の事業サービス業	754	141 [18.7]	3.8	5,950	2,264 [38.1]	5.1
S 公務（他に分類されるものを除く）	53	0 [0.0]	0.3	388	0 [0.0]	0.3
T 分類不能の産業	43	2 [4.7]	0.2	131	2 [1.5]	0.1

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[表3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの外国人労働者数		
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所	
全事業所規模計	19,912	742 [3.7]	100.0	117,596	24,561 [20.9]	100.0	5.9	33.1	
事業所労働者数	30人未満	11,589	279 [2.4]	58.2	39,527	4,327 [10.9]	33.6	3.4	15.5
	30～99人	3,700	185 [5.0]	18.6	20,864	2,337 [11.2]	17.7	5.6	12.6
	100～499人	2,349	194 [8.3]	11.8	26,177	6,860 [26.2]	22.3	11.1	35.4
	500人以上	853	71 [8.3]	4.3	26,165	11,005 [42.1]	22.2	30.7	155.0
	不明	1,421	13 [0.9]	7.1	4,863	32 [0.7]	4.1	3.4	2.5

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

注5：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考1] 外国人雇用事業所及び外国人労働者数の前年比較

各年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数	前年比	外国人労働者数	前年比
平成23年	7,640	-	35,899	-
平成24年	7,922	3.7%	35,599	-0.8%
平成25年	8,458	6.8%	38,127	7.1%
平成26年	8,916	5.4%	40,343	5.8%
平成27年	9,617	7.9%	45,838	13.6%
平成28年	11,322	17.7%	59,008	28.7%
平成29年	12,926	14.2%	72,226	22.4%
平成30年	15,137	17.1%	90,072	24.7%
令和元年	17,654	16.6%	105,379	17.0%
令和2年	19,912	12.8%	117,596	11.6%

外国人労働者の属性

	令和元年	令和2年	前年比	前年比	
外国人労働者総数	105,379	117,596	12,217	11.6%	
在留資格別	専門的技術分野の在留資格	25,816	28,768	2,952	11.4%
	うち技術・人文知識・国際業務	21,473	23,921	2,448	11.4%
	特定活動	2,821	3,453	632	22.4%
	技能実習	20,838	23,034	2,196	10.5%
	資格外活動	31,220	36,589	5,369	17.2%
	身分に基づく在留資格	24,684	25,750	1,066	4.3%
	うち永住者	14,106	14,845	739	5.2%
	うち日本人の配偶者等	5,668	5,706	38	0.7%
	うち定住者	3,947	4,170	223	5.6%
	不明	0	2	2	-

	令和元年	令和2年	前年比	前年比	
国籍別	中国（香港等を含む）	29,995	29,553	-442	-1.5%
	韓国	6,252	5,933	-319	-5.1%
	フィリピン	6,211	7,084	873	14.1%
	ベトナム	37,093	46,802	9709	26.2%
	インドネシア	3,004	3,220	216	7.2%
	ネパール	2,716	3,966	1250	46.0%
	ブラジル	2,996	2,967	-29	-1.0%
	ペルー	823	767	-56	-6.8%
	G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	5,781	5,822	41	0.7%
	うちアメリカ	2,416	2,372	-44	-1.8%
	うちイギリス	878	908	30	3.4%
	その他	10,508	11,482	974	9.3%

産業別・規模別の状況

	事業所数			外国人労働者数			
	令和元年	令和2年	前年比	令和元年	令和2年	前年比	
計	17,654	19,912	12.8%	105,379	117,596	11.6%	
産業別	D 建設業	1,682	2,154	28.1%	5,884	7,607	29.3%
	E 製造業	3,764	4,083	8.5%	26,637	27,357	2.7%
	H 運輸業、郵便業	639	701	9.7%	5,784	5,136	-11.2%
	I 卸売業、小売業	3,957	4,540	14.7%	15,634	16,424	5.1%
	M 宿泊業、飲食サービス業	2,602	2,812	8.1%	14,929	14,076	-5.7%
	O 教育、学習支援業	391	416	6.4%	5,360	6,392	19.3%
	R サービス業（他に分類されないもの）	1,287	1,434	11.4%	18,391	26,622	44.8%
	その他	3,332	3,772	13.2%	12,760	13,982	9.6%
事業所規模別	30人未満	9,935	11,589	16.6%	34,626	39,527	14.2%
	30～99人	3,327	3,700	11.2%	19,340	20,864	7.9%
	100～499人	2,250	2,349	4.4%	25,185	26,177	3.9%
	500人以上	839	853	1.7%	21,138	26,165	23.8%
	不明	1,303	1,421	9.1%	5,090	4,863	-4.5%

注：本表の産業別のデータは日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]	
総計	19,912	742 [3.7]	100.0	117,596	24,561 [20.9]	100.0
1 梅田公共職業安定所	2,875	186 [6.5]	14.4	20,399	4,711 [23.1]	17.3
2 大阪東公共職業安定所	2,974	98 [3.3]	14.9	14,541	2,760 [19.0]	12.4
3 大阪西公共職業安定所	3,172	155 [4.9]	15.9	17,029	2,469 [14.5]	14.5
4 阿倍野公共職業安定所	1,564	41 [2.6]	7.9	7,619	595 [7.8]	6.5
5 淀川公共職業安定所	1,425	58 [4.1]	7.2	9,090	2,316 [25.5]	7.7
6 堺公共職業安定所	1,306	38 [2.9]	6.6	7,772	1,643 [21.1]	6.6
7 布施公共職業安定所	1,938	26 [1.3]	9.7	9,648	377 [3.9]	8.2
8 岸和田公共職業安定所	300	7 [2.3]	1.5	1,728	256 [14.8]	1.5
9 池田公共職業安定所	746	22 [2.9]	3.7	3,217	273 [8.5]	2.7
10 泉大津公共職業安定所	395	10 [2.5]	2.0	1,725	139 [8.1]	1.5
11 藤井寺公共職業安定所	459	11 [2.4]	2.3	2,444	253 [10.4]	2.1
12 枚方公共職業安定所	592	22 [3.7]	3.0	3,649	105 [2.9]	3.1
13 泉佐野公共職業安定所	391	16 [4.1]	2.0	2,014	209 [10.4]	1.7
14 茨木公共職業安定所	799	17 [2.1]	4.0	12,608	8,311 [65.9]	10.7
15 河内長野公共職業安定所	288	6 [2.1]	1.4	1,042	14 [1.3]	0.9
16 門真公共職業安定所	688	29 [4.2]	3.5	3,071	130 [4.2]	2.6

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（都道府県計）に対する、各地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：人、％）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明					
		計 (構成比)	うち技術・ 人文知識・ 国際業務			計 (構成比)	うち留学	計 (構成比)	うち永住者 うち日本人の配偶 者等	うち永住 者の配偶 者等	うち定住者							
総数	117,596	28,768	(24.5)	23,921	3,453	(2.9)	23,034	(19.6)	36,589	(31.1)	32,551	25,750	(21.9)	14,845	5,706	1,029	4,170	2
1 梅田公共職業安定所	20,399	6,244	(30.6)	5,356	818	(4.0)	2,097	(10.3)	6,133	(30.1)	5,120	5,107	(25.0)	2,808	1,373	161	765	0
2 大阪東公共職業安定所	14,541	4,286	(29.5)	3,692	365	(2.5)	1,814	(12.5)	4,956	(34.1)	4,380	3,120	(21.5)	1,943	684	123	370	0
3 大阪西公共職業安定所	17,029	4,725	(27.7)	4,165	595	(3.5)	1,295	(7.6)	6,676	(39.2)	6,061	3,738	(22.0)	1,982	918	145	693	0
4 阿倍野公共職業安定所	7,619	1,678	(22.0)	1,314	323	(4.2)	1,628	(21.4)	2,367	(31.1)	2,168	1,623	(21.3)	1,003	340	44	236	0
5 淀川公共職業安定所	9,090	2,569	(28.3)	1,933	214	(2.4)	1,329	(14.6)	2,954	(32.5)	2,516	2,024	(22.3)	1,323	392	77	232	0
6 堺公共職業安定所	7,772	1,583	(20.4)	1,417	300	(3.9)	2,508	(32.3)	1,588	(20.4)	1,254	1,793	(23.1)	966	355	59	413	0
7 布施公共職業安定所	9,648	2,168	(22.5)	1,864	151	(1.6)	3,616	(37.5)	1,301	(13.5)	1,055	2,412	(25.0)	1,370	432	170	440	0
8 岸和田公共職業安定所	1,728	359	(20.8)	242	94	(5.4)	778	(45.0)	119	(6.9)	79	377	(21.8)	196	74	13	94	1
9 池田公共職業安定所	3,217	796	(24.7)	500	103	(3.2)	962	(29.9)	666	(20.7)	528	690	(21.4)	414	178	21	77	0
10 泉大津公共職業安定所	1,725	489	(28.3)	418	20	(1.2)	736	(42.7)	133	(7.7)	115	347	(20.1)	199	77	8	63	0
11 藤井寺公共職業安定所	2,444	473	(19.4)	378	25	(1.0)	951	(38.9)	298	(12.2)	225	697	(28.5)	394	125	26	152	0
12 枚方公共職業安定所	3,649	635	(17.4)	445	58	(1.6)	1,335	(36.6)	538	(14.7)	486	1,083	(29.7)	630	186	42	225	0
13 泉佐野公共職業安定所	2,014	735	(36.5)	630	43	(2.1)	516	(25.6)	203	(10.1)	167	517	(25.7)	314	136	17	50	0
14 茨木公共職業安定所	12,608	970	(7.7)	667	190	(1.5)	1,808	(14.3)	8,259	(65.5)	8,083	1,380	(10.9)	803	260	83	234	1
15 河内長野公共職業安定所	1,042	238	(22.8)	213	23	(2.2)	503	(48.3)	120	(11.5)	92	158	(15.2)	91	44	3	20	0
16 門真公共職業安定所	3,071	820	(26.7)	687	131	(4.3)	1,158	(37.7)	278	(9.1)	222	684	(22.3)	409	132	37	106	0

注1：（ ）の数値は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考4] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（大阪労働局）

令和2年10月末現在

（単位：人）

	特定技能計	特定産業分野（注）													
		介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食物品製造業	外食業
総数	467	57	2	70	124	27	36	5	4	0	4	8	0	61	69
1 梅田公共職業安定所	49	2	0	6	5	0	1	0	2	0	1	0	0	16	16
2 大阪東公共職業安定所	49	20	0	2	3	4	0	0	0	0	0	0	0	3	17
3 大阪西公共職業安定所	33	2	0	2	8	0	1	0	0	0	3	0	0	2	15
4 阿倍野公共職業安定所	30	7	0	7	10	0	3	0	0	0	0	0	0	1	2
5 淀川公共職業安定所	41	2	2	2	1	18	4	5	0	0	0	0	0	0	7
6 堺公共職業安定所	14	1	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	2	5
7 布施公共職業安定所	58	5	0	13	22	3	1	0	2	0	0	0	0	11	1
8 岸和田公共職業安定所	74	4	0	7	54	0	1	0	0	0	0	4	0	4	0
9 池田公共職業安定所	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0
10 泉大津公共職業安定所	6	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 藤井寺公共職業安定所	16	1	0	3	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1
12 枚方公共職業安定所	13	3	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13 泉佐野公共職業安定所	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
14 茨木公共職業安定所	43	4	0	8	2	0	12	0	0	0	0	0	0	16	1
15 河内長野公共職業安定所	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
16 門真公共職業安定所	24	4	0	10	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4

注：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた14分野をいう。